

収入印紙
200 円 印

2 通作成（甲、乙が1 通づつ保有する）
内 1 通は 200 円の収入印紙を貼り割り印をする。

座間市公共下水道汚水ます設置工事に関する協定書

座間市公共下水道汚水ます設置工事に関して、座間市公営企業管理者（以下「甲」という）と座間市下水道指定工事 株式会社 ○○○○○○ 以下「乙」という）との間において、つぎのとおり協定書を締結する。

（工事の範囲）

第 1 条 公共下水道供用開始区域内において、公共下水道本管からの取付管が施工されていながら、宅地内の支障物件等により、汚水ますが設置されていないものについて、汚水ますの設置及び取付管への接続を行うものとする。

（位置及び施工）

第 2 条 工事施工の位置は座間市内とし、甲が設定する別紙「汚水ます設置工事標準仕様書」に基づき施工するものとする。

（工事の施工手続き）

第 3 条 提出された「公共下水道汚水ます設置依頼書」に基づき、甲は現地確認をし、「汚水ます設置工事標準仕様書」により工事内容を確定し、乙に対して別紙「汚水ます施工指示書」を送付する。

乙はこの「汚水ます施工指示書」に基づき工事を施工するものとする。

（工事単価の設定）

第 4 条 甲は、汚水ます設置工事の単価について適正な価格を設定する。

（設計の変更）

第 5 条 工事施工上、設計の変更を必要とするときは、そのつど甲、乙協議して定めるものとする。

（契約及び規則の遵守）

第 6 条 乙は、工事施工にあたっては、座間市公営企業契約規程を遵守するものとする。

（工事代金の支払い）

第 7 条 甲は乙の請求に基づき、工事代金を支払うものとする。

（部分使用）

第 8 条 乙は、工事目的物の全部又は一部を甲に引き渡す前に、甲が使用することに同意するものとする。

（期間）

無記入

第 9 条 この協定書の有効期間は令和○○年○○月○○日から令和○○年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了前に甲、乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定は 1 ヶ年間自動更新するものとし、その後についても同様とする。

（解除）

第 10 条 乙が座間市下水道指定工事店を辞退、又は指定の取消しを受けたときは、本協定も解除するものとする。

（協議）

第 11 条 この協定書の解釈に疑義が生じた場合、及びこの協定書にない事項については甲、乙協議するものとする。

上記の証として本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各々その 1 通を保有する。

無記入

令和○○年○○月○○日

甲 座間市緑ヶ丘一丁目 3 番 1 号
座間市公営企業管理者 ○○ ○○

乙 座間市下水道指定工事店
住 所 ○○県○○市○○1111 番地 1
社 名 株式会社 ○○○○○○
代 表 者 代表取締役 ○○○○
電話番号 ○○○○-○○-○○○○